憲法　令７－１３　肢ア

第１．肢の結論

正しい

第２．国会議員が免責特権で免責される責任の範囲

１．問題の所在

憲法５１条は，議員内での国会議員の発言について院外で責任を問われないとする，免責特権を認めている。ただ，所属政党が，国会議員の議員内での発言を理由に除名処分をした。

このような処分は，憲法上許されるか。免責特権と関係で問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

５１条で，免責の対象となるのは，一般市民として負う，民事，刑事上の責任である。

政党内の責任，いわゆる政治的責任は含まれない。したがって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，５１条は，責任を問われないとしており，免責の範囲について明示していない。

したがって，発言を理由に，除名処分を問うことも，一種の責任を問うことになり，５１条に反し許されないとも思える。

しかし，不当である。仮に，政党として所属議員に責任を問えないとすると，政党としての役割が果たせなくなる恐れがあるからである。

すなわち，政党は，国会が議会制民主主義（５６条２項）を採用している以上，民意を集約する存在として予定されている。

所属議員が，政党の方針に反するような発言をした場合に統制ができないと，国民に対して負う政党の政治的責任が達成しづらくなってしまうからである。

したがって，政党の政策目的を実現できるよう，処分を合憲にする必要がある。

５１条で，免責特権を認めたのは，国会での言論により，一般市民等を害する恐れもあるので，委縮しないように，民事責任や刑事責任を免責する趣旨である。

国会議員として，党議にしたがうという，政治的責任は，含まれないと解するのが相当である。

よって，本件の除名は違憲ではない。

以上